

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月21日

つくば市長 市原 健一

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年1月23日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

下水道施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成25年10月26日午前9時頃

2 事故発生の場所

つくば市島名4436番地 マンション ガリレアヴェール1階

3 相手方

相手方1

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

相手方2

(1) 住所 港区

(2) 氏名

#### 4 事故の概要

マンホールポンプの故障により、マンションの床及び備品、商品の一部に損害与えた。

#### 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方1に対し金637,800円を、相手方2に対し金75,422円をそれぞれ支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。